

商品概要説明書

平成 24 年 7 月 9 日現在

名 称	鳥取県がん先進医療ローン
ご利用いただける方	取扱店の営業区域内に居住または勤務先を有する個人で次の各要件を満たす方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご融資時の年齢が満 20 歳以上の責任能力者である方。</li> <li>・安定した収入のある方</li> <li>・鳥取県の「がん先進医療費利子補給金交付事業」の制度利用にかかる、鳥取県の審査で承認された方</li> <li>・保証会社の保証が得られる方</li> </ul>
お使用みち	国が先進医療と認めたがん治療を目的とした本人、またはその親族（3 親等以内）のための治療費
融資金額	300 万円以内（単位：1 万円） ※ただし、鳥取県が発行する「がん先進医療費利子補給金交付事業」の制度利用にかかる「承認決定通知書」に記載された対象融資限度額を上限とします。
融資期間	3 か月以上 7 年以内
融資利率 (保証料含む)	固定金利：年 5.8%
返済方法	毎月元金均等割賦返済、または毎月元利均等割賦返済 ※ボーナス返済利用時は、ボーナス返済部分が融資額の 50%以内となります。
保証人・担保	(社) しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので、原則として不要です。 ※保証会社が必要と認めた場合は、連帯保証人が必要となります。
遅延損害金	年 14.6%
苦情処理措置	本商品に関する苦情等は、当金庫営業日に、お取引の店舗もしくは本部（営業推進部）（9 時～17 時、電話：0858-22-1111）までお申し出ください。
紛争解決措置	東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、当金庫コンプライアンス統括室もしくは全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お申込時には、鳥取県が発行する「がん先進医療費利子補給金交付事業」の制度利用にかかる承認決定通知書が必要となります。</li> <li>・利子支払額について、申請のうえ鳥取県から補給を受けることが可能です。</li> </ul>